第95回
定時株主総会
招集ご通知

ZACROS

日時 2025年６月20日(金曜日)午前10時
(受付開始：午前９時20分)

場所 東京都文京区小石川一丁目１番１号
文京ガーデン　ゲートタワー　22階
ZACROS株式会社　本社

議案 第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

目次

第95回定時株主総会招集ご通知…　1
株主総会参考書類……　6
事業報告……　14
連結計算書類……　41
計算書類……　58
監査報告……　66

株主総会にご出席されない場合

書面又はインターネットによる**議決権行使期限**
2025年６月19日（木曜日）午後５時15分まで

ZACROS株式会社
証券コード：7917

証券コード　7917
2025年６月４日

株主各位

（電子提供措置の開始日：2025年５月28日）

東京都文京区小石川一丁目１番１号
ＺＡＣＲＯＳ株式会社
代表取締役社長　　下　田　　拓

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
　さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第95回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、下記のいずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.zacros.co.jp/gsm/2025-03/

株主総会資料 掲載ウェブサイト　https://d.sokai.jp/7917/teiji/

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができます。**
　株主総会参考書類をご検討いただきまして、2025年６月19日（木曜日）午後５時15分までに議決権を事前行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時	2025年６月20日（金曜日）午前10時 （受付開始：午前９時20分）
２．場　　所	東京都文京区小石川一丁目１番１号 文京ガーデン　ゲートタワー　22階 ZACROS株式会社　本社
３．目的事項 報告事項	１．第95期（2024年４月１日から2025年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第95期（2024年４月１日から2025年３月31日まで） 計算書類報告の件

決議事項 第１号議案 第２号議案 第３号議案	 剰余金処分の件 取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
４．議決権行使のお取扱い	(1) インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (2) インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

≪当社ウェブサイト≫　　アドレス　https://www.zacros.co.jp

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）

日 時 **2025年６月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時20分）**

場 所 **東京都文京区小石川一丁目１番１号**
文京ガーデン　ゲートタワー　22階
ZACROS株式会社　本社

郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2025年６月19日（木曜日）午後５時15分到着分まで**

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットで議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（**https://www.web54.net**）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 **2025年６月19日（木曜日）午後５時15分送信完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット等の接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年６月19日(木)午後５時15分

スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。

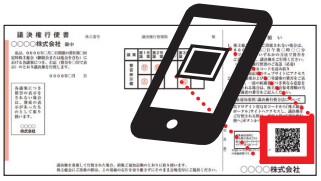

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

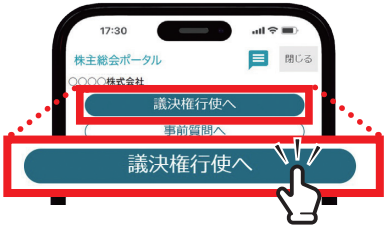

❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。　▶https://www.web54.net

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限　2025年６月17日(火)午後５時15分

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ●1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間　9時～21時)

ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会インターネット配信のお知らせ

ご来場なさらない株主様が株主総会の模様をご視聴いただけるよう、事前登録制にて、インターネット等によるライブ配信を実施いたします。

＜インターネットライブ配信ご視聴申込みご案内＞

ライブ配信は、事前にお申込みいただいた株主様へご視聴方法をご案内いたします。

●配信日時：　2025年６月20日（金）午前10時から株主総会終了時刻まで
（開会前の午前９時30分から接続可能となり、午前９時55分から映像を配信する予定です）

●事前視聴申込登録サイトURL
https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_P028qvlzRXqW1EXyDQYbcQ

・当社お問合せページより、プライバシーポリシーを確認ご同意の上、ご登録をお願いいたします。
・ご登録いただいたメールアドレスに当日のzoom視聴用URLが自動的に送られます。

【インターネット配信ご参加にかかるご留意事項】
①ご視聴いただく株主様は、本株主総会当日のご質問、決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権を行使の上でご視聴をお願いいたします。
②ご視聴にご参加いただけるのは株主様ご本人のみ（１端末のみ）に限定させていただきます。
③ご使用のインターネット等の接続環境及び回線の状況等により映像音声の不具合やご視聴いただけない場合がありますので予めご了承ください。
④出席株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。
⑤ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

※本株主総会終了後に当社ホームページにて動画を掲載する予定です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置付けております。利益の配分については、配当性向40％を目安に安定的かつ継続的な配当を行います。この方針に基づき、第95期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金として１株に63円をお支払いしておりますので、年間配当金は130円になります。

期末配当に関する事項

① **配当財産の種類**

金銭

② **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**

当社普通株式１株　**６７円**

配当総額　**1,240,200,016円**

③ **剰余金の配当が効力を生じる日**

2025年６月23日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社グループにおける地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任 藤森 明彦（ふじもり あきひこ）	取締役会長	100%(17回／17回)
2	再任 下田 拓（しもだ たく）	代表取締役社長	100%(17回／17回)
3	再任 布山 英士（ふやま えいし）	代表取締役品質統括	100%(17回／17回)
4	再任 佐藤 道彦（さとう みちひこ）	取締役専務執行役員管理部門統括	100%(17回／17回)
5	再任 久下 典宏（くさか のりひろ）	取締役 フジモリ産業㈱　代表取締役社長	100%(17回／17回)
6	再任 伊澤 久美（いざわ くみ）	社外取締役	100%(12回／12回)

候補者番号

1 藤森（ふじもり） 明彦（あきひこ）

(1944年１月２日生)

再 任

所有する当社株式数
450,600株
取締役在任年数
39年
取締役会への出席状況
17／17回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1969年８月	当社入社
1977年１月	フジモリ産業㈱代表取締役専務
1983年６月	協和工業㈱代表取締役社長
1986年６月	当社常務取締役企画本部長
1988年６月	当社専務取締役営業本部長
1990年６月	当社代表取締役専務
1991年６月	当社代表取締役社長
1999年１月	当社機能材料事業部長
2002年４月	当社新規事業企画部長
2013年10月	当社代表取締役会長
2024年６月	当社取締役会長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長等を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、代表取締役会長就任以降も当社グループの経営を牽引し当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。なお、選任された場合には、取締役会長として経営の執行・監督に当たります。

候補者番号

2 下田（しもだ） 拓（たく）

(1972年８月12日生)

再 任

所有する当社株式数
17,300株
取締役在任年数
２年
取締役会への出席状況
17／17回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2010年８月	当社入社
2018年８月	当社先端医療事業推進部事業企画部長
2019年６月	当社執行役員先端医療事業推進部長
2021年６月	当社取締役上席執行役員
2021年10月	当社ウェルネス事業本部長
2022年６月	当社専務執行役員
2023年４月	当社社長室長
2023年６月	当社取締役専務執行役員社長室長
2024年４月	当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

新規事業企画、海外業務、ウェルネス事業部門でグローバルベースでの先端医療事業及び経営企画において豊富な経験を有し、代表取締役社長就任後は中長期経営計画の遂行による企業価値の向上を図るべく当社グループの経営を牽引していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 布山（ふやま） 英士（えいし）

(1954年２月４日生)

再 任

所有する当社株式数
21,183株
取締役在任年数
17年
取締役会への出席状況
17／17回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年４月	当社入社
1998年４月	当社機能材料事業部沼田事業所長
2003年２月	当社研究所長
2003年４月	当社執行役員研究所長
2005年６月	まつやセロファン㈱代表取締役社長
2007年６月	当社執行役員ヘルスケアサプライ事業部長
2008年４月	当社ライフサイエンス事業部長
2008年６月	当社取締役
2009年４月	当社ライフサイエンス事業本部長
2011年６月	当社包装事業部長
2011年10月	当社常務取締役
2012年６月	当社専務取締役
2013年10月	当社代表取締役社長
2022年12月	当社環境ソリューション事業本部長
2024年４月	当社代表取締役品質統括（現任）

■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社の社長をはじめウェルネス及び環境ソリューション事業部門など、当社グループの発展に寄与し、当社グループの経営を牽引し、当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。なお、選任された場合には、取締役相談役として経営の執行・監督に当たります。

候補者番号

4 佐藤（さとう） 道彦（みちひこ）

(1964年12月10日生)

再 任

所有する当社株式数
6,480株
取締役在任年数
３年
取締役会への出席状況
17／17回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2015年６月	㈱みずほ銀行より出向
2016年１月	当社粘着ソリューション事業部長代理
2016年６月	当社入社、執行役員
2016年８月	当社粘着ソリューション事業部長
2020年10月	当社ディスプレイ部材事業部長
2021年５月	当社総務部長
2021年６月	当社上席執行役員管理部門管掌
2022年６月	当社取締役上席執行役員管理部門管掌
2024年４月	当社取締役上席執行役員管理部門統括
2024年６月	当社取締役専務執行役員管理部門統括（現任）

■取締役候補者とした理由

金融業務及び人事総務業務に豊富な経験を有するとともに、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。なお、選任された場合には、取締役専務執行役員として管理部門を統括いたします。

候補者番号

5 久下（くさか） 典宏（のりひろ）

(1982年６月２日生)

再 任

所有する当社株式数
1,379株
取締役在任年数
２年
取締役会への出席状況
17／17回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2016年10月	フジモリ産業㈱入社
2019年４月	同社化成品事業部長代行
2019年６月	同社取締役
2021年６月	同社専務取締役
2023年６月	同社代表取締役社長（現任）
2023年６月	当社取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

建築業界での豊富な経験を有するとともに、当社グループのフジモリ産業㈱代表取締役社長として同社の経営を牽引し当社の連結業績に貢献していることから、引き続き当社グループの経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6 伊澤（いざわ） 久美（くみ）

現姓 杉本

(1973年10月１日生)

再 任

所有する当社株式数
61株
社外取締役在任年数
１年
取締役会への出席状況
12／12回（100%）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年４月	㈱内田洋行入社
2000年７月	早稲田大学メディアネットワークセンター特別研究員
2005年１月	東京大学先端科学技術研究センター産学連携研究員
2007年４月	特定非営利活動法人産学連携推進機構主任研究員
2015年４月	早稲田大学情報教育研究所招聘研究員（現任）
2017年７月	特定非営利活動法人産学連携推進機構主席研究員
2023年７月	ScholeDesign合同会社代表（現任）
2023年10月	株式会社内田洋行教育総合研究所フェロー（現任）
2024年６月	当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学及びＮＰＯ法人の研究員としてイノベーションとビジネスモデル、およびそれらを支える知財マネジメント、サービスマネジメント、サーキュラーエコノミーなどの分野に関して高度な専門的知識を有し、企業分析などの研究実績も非常に豊富であることから、当社の経営に関して適切な助言や監督を行っていただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）1．久下典宏氏は、当社子会社であるフジモリ産業㈱の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に、製品販売等の取引関係があります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．伊澤久美氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3．伊澤久美氏は、旧姓及び職務上の氏名を表示しております。
4．当社は、伊澤久美氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5．当社は、会社法第430条の３第１項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者はすでに本保険の被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合、引き続き当該保険の被保険者となります。本保険契約は2025年10月に更新をする予定です。
【保険契約の内容の概要】
①被保険者の範囲
当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含む）
②被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
③補填の対象となる保険事故の概要
被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。
④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
6．候補者の所有する当社株式の数は、2025年３月31日現在のものを記載しております。また、ZACROS役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

【スキル・マトリックス】

氏名	企業経営	製造・開発	営業・マーケティング	財務・会計・法務	環境・ESG	国際性・多様性
藤森 明彦	○	○	○		○	
下田 拓	○	○	○			○
布山 英士	○	○			○	○
佐藤 道彦			○	○	○	○
久下 典宏	○	○	○		○	
伊澤 久美		○	○	○	○	
藤森 伸彦	○		○	○		○
坂井 学	○	○		○	○	
竹内 さと子			○	○	○	○

※各取締役の専門性や経験のうち、当社として特に重要と認識する４項目につき記載

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2023年６月20日開催の第93回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました田中東陽氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

田中（たなか）　東陽（とうよう）　(1971年1月12日生)

所有する当社株式数

―

監査等委員である社外取締役在任年数

―

取締役会への出席状況

―

監査等委員会への出席状況

―

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年10月　弁護士登録　曙綜合法律事務所　入所
2007年７月　桐蔭横浜大学法科大学院客員教授（刑事系科目）
2011年１月　司法委員（東京簡易裁判所）
2011年10月　民事調停官（東京簡易裁判所）
2016年６月　日本電業工作㈱監査役（現任）
2017年９月　大洋綜合法律事務所　入所（現任）
2020年４月　家事調停委員（東京家庭裁判所）（現任）

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の経営及び監査等に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、取締役の職務の執行の監督及び監査に十分な役割を果たすことが期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．田中東陽氏は、補欠の社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏が今後監査等委員である社外取締役に就任した場合には独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
３．田中東陽氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案でお諮りする候補者については、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険の被保険者となります。本保険契約は2025年10月に更新をする予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含む）

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以上

事 業 報 告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における経営成績は、環境ソリューション事業では減収となったものの、情報電子事業、産業インフラ事業、ウェルネス事業では大きく売上を伸ばしました。その結果、当社グループの売上は前年同期比で増収となりました。

損益面では、人件費や研究開発費の増加、原材料価格やエネルギー・輸送コストの高騰、ランサムウェアによる生産停止影響などの減益要因があったものの、情報電子事業や産業インフラ事業の増収効果に加え、生産効率の向上・価格転嫁などの収益向上施策を推進したことなどにより、前年同期比で増益となりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,507億35百万円（前年同期比10.7％増）、営業利益101億16百万円（前年同期比21.2％増）、経常利益103億66百万円（前年同期比16.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益65億30百万円（前年同期比44.1％増）となりました。

企業集団のセグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（ウェルネス事業）

売上高構成比

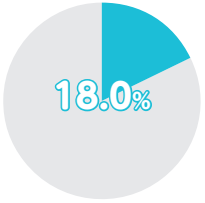

業績推移 （単位：百万円）

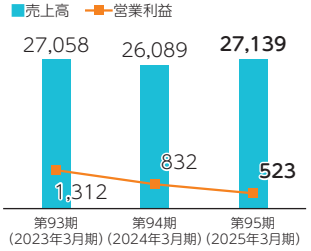

医薬・医療用包装材、バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグともに増収したことにより、事業全体で増収となりました。損益面では、医療機器、体外診断薬関連及び検査薬関連製品において開発費用投入を進めていることなどにより、減益となりました。

この結果、売上高は271億39百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益は５億23百万円（前年同期比37.1%減）となりました。

（環境ソリューション事業）

売上高構成比

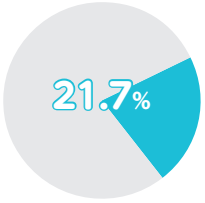

業績推移 （単位：百万円）

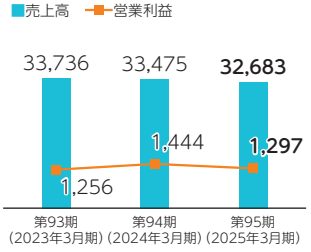

液体容器では国内・海外子会社ともに売上を伸ばしたものの、食品包装の一部事業の売却により売上が減少したことなどにより、事業全体では減収となりました。損益面では、液体容器の増収効果があったものの、食品包装の減収要因により、事業全体で減益となりました。

この結果、売上高は326億83百万円（前年同期比2.4%減）、営業利益12億97百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

（情報電子事業）

売上高構成比

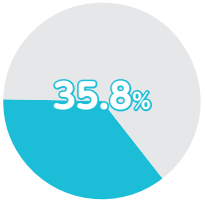

業績推移 （単位：百万円）

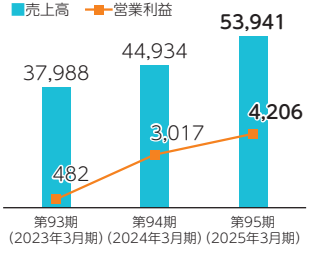

ディスプレイ関連については、主力のプロテクトフィルムで業界再編により当社の競争力が高まり、大きく増収となりました。電子部材関連他についても、半導体市場の回復により、前年同期で増収となりました。損益面では、増収効果により事業全体で増益となりました。

この結果、売上高は539億41百万円（前年同期比20.0%増）、営業利益42億６百万円（前年同期比39.4%増）となりました。

（産業インフラ事業）

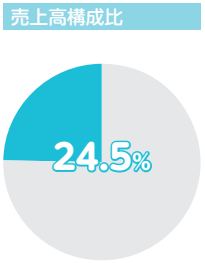

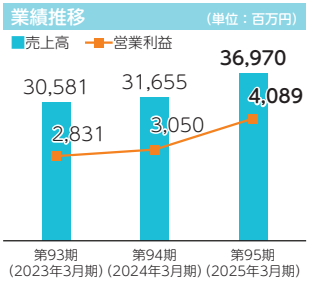

建築・土木資材関連においては、空調用配管及び集合住宅向けボイドスラブ（床構造部材）、ビル用煙突及びトンネル用資材の売上が増加しました。化成品については、半導体、車載フィルム用途の粘着商品の売上が好調であったことにより増収となりました。事業全体では増収増益となりました。

この結果、売上高は369億70百万円（前年同期比16.8%増）、営業利益40億89百万円（前年同期比34.1%増）となりました。

事業分野別売上高の推移

	第94期（前連結会計年度）（2023年度）		第95期（当連結会計年度）（2024年度）		
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	前年比（%）
ウェルネス事業	26,089	19.2	27,139	18.0	4.0
環境ソリューション事業	33,475	24.6	32,683	21.7	△2.4
情報電子事業	44,934	33.0	53,941	35.8	20.0
産業インフラ事業	31,655	23.2	36,970	24.5	16.8
合計	136,155	100.0	150,735	100.0	10.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は236億89百万円であり、その主な内容は当社における三重事業所の新棟建設、ならびに沼田事業所の偏光板用プロテクトフィルムの設備増設を中心とした投資、及び子会社ZACROS AMERICA, INC.における事業用の建物土地の取得です。

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの設備投資資金として、金融機関より借入金として42億20百万円の調達を実施しました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2024年７月１日を効力発生日として、当社の連結子会社であるフジモリプラケミカル株式会社春日井工場の食品包装事業等及びこれに関する当社の販売事業を当社が新たに設立した完全子会社であるFPC準備株式会社に対して、それぞれ、当社からFPC準備株式会社への吸収分割、及び、フジモリプラケミカル株式会社からFPC準備株式会社への吸収分割の方法により、包括承継させました。

⑤　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024年７月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であるフジモリプラケミカル株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑥　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年７月１日を効力発生日として、FPC準備株式会社の全株式を株式会社カナオカホールディングスに譲渡いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

■ 売上高（単位：百万円）

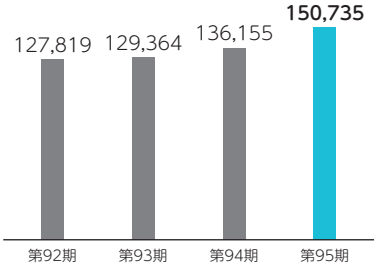

■ 経常利益（単位：百万円）

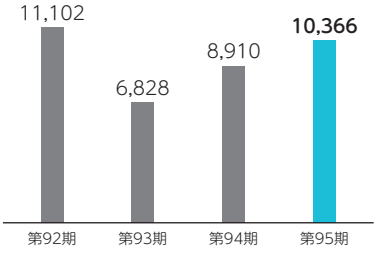

■ 親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

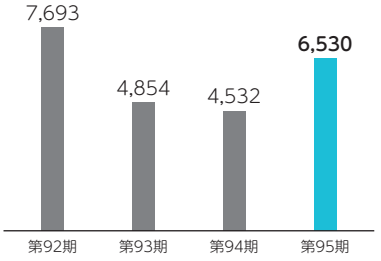

■ 総資産/純資産（単位：百万円）

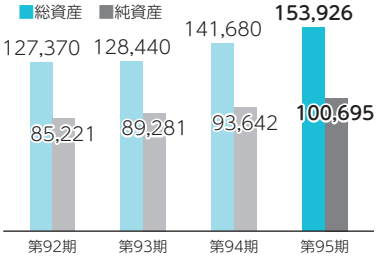

■ １株当たり当期純利益（単位：円）

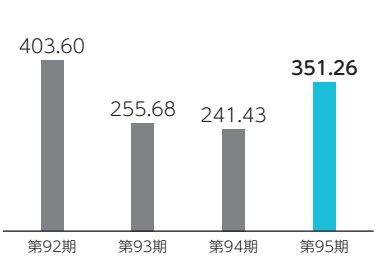

■ １株当たり純資産（単位：円）

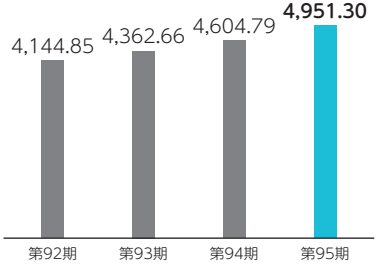

期 / 項目	第 92 期 (2021年度)	第 93 期 (2022年度)	第 94 期 (2023年度)	第 95 期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上高（百万円）	127,819	129,364	136,155	150,735
経常利益（百万円）	11,102	6,828	8,910	10,366
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	7,693	4,854	4,532	6,530
１株当たり当期純利益(円)	403.60	255.68	241.43	351.26
総資産（百万円）	127,370	128,440	141,680	153,926
純資産（百万円）	85,221	89,281	93,642	100,695
１株当たり純資産額(円)	4,144.85	4,362.66	4,604.79	4,951.30

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フジモリ産業株式会社	303百万円	82.3%	建材・土木用材の製造、販売及び化成品の販売
まつやセロファン株式会社	40百万円	100.0%	軟包装材の製造、販売
ZACROS (THAILAND) CO.,LTD.	28百万バーツ	95.0%	軟包装材の製造、販売
ZACROS AMERICA, Inc.	70百万USドル	100.0%	軟包装材の製造、販売
台湾賽諾世股份有限公司	1,058百万台湾ドル	90.6%	精密塗加工製品の製造、販売
PT Kingsford Holdings	571,104百万IDR	60.0%	株式保有
ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD.	6百万HKD	100.0%	軟包装材及び精密塗加工製品の販売
ZACROS MALAYSIA SDN.BHD.	35百万MYR	100.0%	軟包装材の製造、販売
深セン市 藤深科技材料有限公司	3百万RMB	82.3%	化成品の販売

（注）1．フジモリプラケミカル株式会社につきましては、2024年7月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
2．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、地球規模の気候変動、社会多様化の進展、地政学的リスクなどの課題に加え、AIやバイオサイエンスを軸とした科学技術の加速度的な進化、米国政権変化による関税の導入等により全産業に及ぶパラダイムの転換期にあると認識しております。

その様な環境下、昨年から始動した中期経営計画は2年目に入りました。2030年度のROE12%達成を目指し、この3年間を積極投資による事業モデルとポートフォリオ転換、バランスシート改革を推進する重要な時期と位置付けています。企業価値の一層の向上に向け、各事業の競争力・資本収益性を向上する取り組みを継続すると共に、モノとサービスの組み合わせで新たな解決策を生み出す「ソリューション創造活動」と「カスタムものづくり」を推進してまいります。

各事業セグメントにおいては、以下の課題に注力します。

（ウェルネス事業）

医薬医療包装において国内外の医療ニーズを確実に捉え受注確保に努めていきます。バイオ関連においては、バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグ（BioPhaS®（バイファス））での継続的に高まる需要増に向けて、生産体制の強化を進めてきました。また、ここ数年研究開発等の費用投入を進めていた医療機器、体外診断薬関連及び検査薬関連事業を収益基盤の中核として成長するよう取り組んでまいります。

・バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグの生産及び供給体制を強化。サービスの拡充、外部パートナーとの連携強化
・体外診断薬用医療機器の事業開発推進
・細胞性医薬製品の開発及び製造受託事業の定常的な実績化
・医薬・医療包装材の国内収益力の向上と東南アジアでの生産強化による海外展開の加速

（環境ソリューション事業）

生活包装及び産業包装関連においてはグローバル市場拡大に伴う海外展開を進め、環境負荷低減を実現する製品開発やものづくりなどを推進します。液体容器では年々高まるアジア圏を中心とした需要増を受けて、最適なグローバル供給体制を検討してまいります。

・国内包装・容器の環境対応製品のラインアップを強化。外部連携によるリサイクルスキーム構築、生産DX・品種統合等により収益性向上
・血液検査用需要伸長に伴い、北米・東南アジア・中国・インドでの事業拡大を加速
・中国新生産拠点を計画通り設立し、アジア地域における競争力と収益基盤を強化

（情報電子事業）
ディスプレイ関連については、主力のプロテクトフィルムの受注が引き続き堅調に推移すると予想しております。一方、電子部材関連では、情報記録用材の半導体パッケージ用層間絶縁材料において、生成AI用データセンター需要拡大を背景に、売上の伸長が期待できるものと考えております。
・偏光板プロテクトフィルムの業界初3m幅生産設備導入による市場シェア拡大
・プロテクトフィルムの新用途開発
・情報記録用材、半導体パッケージ基板用層間絶縁材料の増産対応継続
・次世代通信、モビリティをターゲットとした電子部材の開発推進

（産業インフラ事業）
建設現場の省力化・省人化につながるシステム提案と品質・生産向上のためのインフラ整備を強化するとともに、建設資材の軽量化・高断熱化・省エネルギー化に資する製品開発を進めまいります。
・ビル用煙突は保全・点検・改修までを含むソリューションを構築
・空調用配管は法令に遵守した製品と省力化・工期短縮となる製品を拡充
・設備分野の新工場建設と生産設備のDX化により中長期の生産能力を向上
・トンネル用資材は資材・システムの複合開発継続とDXソリューション提案強化

(5) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

下記製品の製造及び販売

事業分野	主要製品
ウェルネス	医薬・医療用包装材、医薬向け剥離フィルム、バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグ（BioPhaS®（バイファス））、医療機器、体外診断薬関連及び検査薬関連
環境ソリューション	つめかえ包装、粧業包装、その他軟包装、OA機器関連包装、プラスチック製液体容器（バッグインボックス等）
情報電子	プロテクトフィルム（偏光板用プロテクト等）、情報記録用材（層間絶縁フィルム等）、剥離フィルム、その他情報関連機器用材
産業インフラ	ビル用煙突、ボイドスラブ、空調用配管、トンネル用資材、プラスチック原料・商品及び関連機械

(6) 主要な営業所及び工場（2025年３月31日現在）

① 当社の本社、支店、研究所

事業所名	所在地
本社	東京都文京区
大阪支店	大阪市中央区
九州営業所	福岡市中央区
研究所	横浜市金沢区

② 当社の工場

事業所名	所在地
横浜事業所	横浜市金沢区
静岡事業所	静岡県沼津市
掛川事業所	静岡県掛川市
名張事業所	三重県名張市
三重事業所	三重県名張市
沼田事業所	群馬県沼田市
昭和事業所	群馬県利根郡昭和村

③ 主要な子会社の事業所

会社名	事業所名	所在地
フジモリ産業㈱	本社	東京都新宿区
フジモリ産業㈱	関東工場	茨城県石岡市
フジモリ産業㈱	関西工場	奈良県五條市
まつやセロファン㈱	本社・工場	広島県東広島市
ZACROS(THAILAND)CO.,LTD.	本社・工場	タイ国
ZACROS AMERICA,Inc.	本社・工場	米国
台湾賽諾世股份有限公司	本社・工場	台湾
PT Kingsford Holdings	本社	インドネシア国
ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD.	本社	中国
ZACROS MALAYSIA SDN.BHD.	本社・工場	マレーシア国
深セン市 藤深科技材料有限公司	本社	中国

(7) 従業員の状況（2025年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ウェルネス事業	875（168）名	３名増
環境ソリューション事業	487（161）名	113名減
情報電子事業	646（37）名	43名増
産業インフラ事業	215（35）名	８名増
全社	425（78）名	43名増
合計	2,648（479）名	16名減

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,305名	101名増	41.3歳	15.6年

（注）従業員数にはパート及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,408百万円
株式会社三井住友銀行	433百万円
株式会社常陽銀行	233百万円
株式会社静岡銀行	200百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月１日に、商号をＺＡＣＲＯＳ株式会社に変更いたしました。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　45,000,000株
② 発行済株式の総数　19,267,760株
（自己株式 757,312株を含む）
③ 単元株式数　100株
④ 株主数　3,478名
⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,512千株	13.6%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	747千株	4.0%
有限会社キャド	724千株	3.9%
有限会社エッチエヌカンパニー	718千株	3.9%
藤森美佐子	578千株	3.1%
藤森伸彦	536千株	2.9%
藤森雅彦	514千株	2.8%
藤森行彦	501千株	2.7%
片岡千弥子	480千株	2.6%
藤森明彦	450千株	2.4%

（注）持株比率は自己株式（757,312株）を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	8,100株	4名
監査等委員でない社外取締役	0株	0名
監査等委員である取締役（社外取締役を含む）	0株	0名

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2010年７月13日	2011年７月12日
新株予約権の数		429個	456個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 42,900株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 45,600株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2010年７月31日から 2040年７月30日まで	2011年７月30日から 2041年７月29日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	新株予約権の数　158個 目的となる株式数　15,800株 保有者数　２人	新株予約権の数　168個 目的となる株式数　16,800株 保有者数　２人
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　90個 目的となる株式数　9,000株 保有者数　１人	新株予約権の数　96個 目的となる株式数　9,600株 保有者数　１人

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2012年７月11日	2013年７月11日
新株予約権の数		320個	145個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 14,500株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2012年８月１日から 2042年７月31日まで	2013年８月１日から 2043年７月31日まで
行使の条件		（注）３	（注）４
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	新株予約権の数　155個 目的となる株式数　15,500株 保有者数　２人	新株予約権の数　70個 目的となる株式数　7,000株 保有者数　２人
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　75個 目的となる株式数　7,500株 保有者数　１人	新株予約権の数　34個 目的となる株式数　3,400株 保有者数　１人

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2014年７月10日	2015年７月９日
新株予約権の数		181個	163個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,100株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 16,300株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2014年８月１日から 2044年７月31日まで	2015年８月１日から 2045年７月31日まで
行使の条件		（注）５	（注）６
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	新株予約権の数　84個 目的となる株式数　8,400株 保有者数　２人	新株予約権の数　76個 目的となる株式数　7,600株 保有者数　２人
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　34個 目的となる株式数　3,400株 保有者数　１人	新株予約権の数　30個 目的となる株式数　3,000株 保有者数　１人

		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		2016年７月12日	2017年７月12日
新株予約権の数		333個	198個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,300株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 19,800個 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		2016年７月30日から 2046年７月29日まで	2017年８月１日から 2047年７月31日まで
行使の条件		（注）７	（注）８
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	新株予約権の数　154個 目的となる株式数　15,400株 保有者数　２人	新株予約権の数　84個 目的となる株式数　8,400株 保有者数　２人
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　62個 目的となる株式数　6,200株 保有者数　１人	新株予約権の数　34個 目的となる株式数　3,400株 保有者数　１人

		第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2018年７月12日	2019年７月11日
新株予約権の数		185個	219個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,500株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 21,900株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2018年８月１日から 2048年７月31日まで	2019年８月１日から 2049年７月31日まで
行使の条件		（注）９	（注）10
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	新株予約権の数　78個 目的となる株式数　7,800株 保有者数　２人	新株予約権の数　90個 目的となる株式数　9,000株 保有者数　２人
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　31個 目的となる株式数　3,100株 保有者数　１人	新株予約権の数　36個 目的となる株式数　3,600株 保有者数　１人

		第11回新株予約権
発行決議日		2020年７月14日
新株予約権の数		176個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,600株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		2020年８月１日から 2050年７月31日まで
行使の条件		（注）11
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	新株予約権の数　72個 目的となる株式数　7,200株 保有者数　２人
	監査等委員である取締役	新株予約権の数　29個 目的となる株式数　2,900株 保有者数　１人

（注）1．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2039年７月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2039年７月31日から2040年７月30日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
2．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2040年７月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2040年７月30日から2041年７月29日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
3．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2041年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2041年８月１日から2042年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
4．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2042年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2042年８月１日から2043年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
5．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2043年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2043年８月１日から2044年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
6．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2044年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2044年８月１日から2045年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。

7．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2045年７月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2045年７月30日から2046年７月29日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
8．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2046年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2046年８月１日から2047年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
9．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2047年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2047年８月１日から2048年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
10．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2048年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2048年８月１日から2049年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
11．イ．当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ．上記イに拘わらず、新株予約権者が2049年７月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2049年８月１日から2050年７月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使することができる。
ニ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	藤森明彦	
代表取締役社長	下田拓	
代表取締役	布山英士	品質統括
取締役専務執行役員	佐藤道彦	管理部門統括
取締役	久下典宏	フジモリ産業㈱代表取締役社長
取締役	伊澤久美	早稲田大学情報教育研究所招聘研究員 ScholeDesign合同会社代表 株式会社内田洋行教育総合研究所フェロー
取締役(監査等委員・常勤)	藤森伸彦	
取締役（監査等委員）	坂井学	
取締役（監査等委員）	竹内さと子	㈱フォアサイト・アンド・カンパニー取締役 （一社）問題解決力検定協会理事 ビジネス・ブレークスルー大学准教授

（注）１．取締役伊澤久美氏、坂井学氏及び竹内さと子氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）藤森伸彦氏、坂井学氏及び竹内さと子氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・藤森伸彦氏は、会社経営・財務・海外事業における長年の経験と見識を有しております。
・坂井学氏は、研究開発及び会社経営における長年の経験と見識を有しております。
・竹内さと子氏は、コンサルタント業務における長年の経験と見識を有しております。
３．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との充分な連携を可能にするため、藤森伸彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、取締役伊澤久美氏、坂井学氏及び竹内さと子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②　責任限定契約の概要

当社と取締役伊澤久美氏、坂井学氏及び竹内さと子氏は、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

イ．被保険者の範囲

当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含みます）

ロ．被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

ハ．補填の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

ニ．役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

④　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、役員の報酬規程等に基づいていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】
1）企業理念の実現に向けた持続的な企業価値向上へのインセンティブの高い報酬体系とする。
2）業績及び中長期的な企業価値と連動する報酬とし株主との価値共有を図る。
3）各取締役の役割や責任を踏まえた適正な報酬水準で「透明性」と「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

【報酬についての考え方】
1）業務を執行する取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬「月額報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」と中長期的なインセンティブとしての株式報酬である「譲渡制限付株式報酬」で構成し会社業績並びに職責や成果を反映した報酬体系とします。
2）社外取締役及び非常勤取締役、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬「月額報酬」のみで構成します。
3）報酬額は株主総会にて決議された報酬限度額範囲内とします。
4）報酬水準は、同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業のベンチマークを踏まえ、当社業績等を反映し役位役割に応じた報酬を外部専門機関の調査、助言をもとに監査等委員である取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会にて検討し、取締役会で決定します。監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会にて検討し決定します。
5）報酬制度設計は、事業規模や環境変化、当社業績等を反映した役位役割に応じた役員の報酬を外部専門機関の調査、助言や監査等委員である取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会にて検討し、役員報酬規程等を取締役会にて決議して定めます。

a．基本報酬に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬にて監督報酬と執行報酬に区分して役位役割に応じ、当社の事業規模、経営環境等から適正な水準を設定します。

b．業績連動報酬等に関する方針
賞与は、業績目標（KPI）及び企業価値・株主価値向上に対する項目を反映した算定基準に基づき目標達成度を指標として金額を算定します。

c．非金銭報酬等に関する方針

中長期業績連動報酬（株式報酬）として、経営計画の達成度や企業価値の向上に資することを目的として、業務を執行する取締役に対し、譲渡制限付株式の付与を取締役会にて決議し決定します。任期満了前の退任等の合理的理由がある場合を除き、制限未解除の本割当株式は会社が無償で取得します。

d．報酬等の決定の委任に関する事項

ⅰ．代表取締役社長は、役員の報酬規程等に基づき各取締役の基本報酬の額及び評価等についての委任をうけ、各取締役の担当事業等の業績等を踏まえた賞与の評価配分を決定します。

ⅱ．取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員の報酬規程等の審議を行い、上記の委任をうけた代表取締役社長は，当該規程の内容に従って決定します。なお、株式報酬は、法令、株主総会での決議に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

ロ．取締役の報酬等の総額

役員区分	支給人員	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金
取締役(監査等委員を除く) （うち社外取締役）	7名 (1)	226 (4)	133 (4)	55 (-)	37 (-)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3)	39 (17)	39 (17)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外役員）	11名 (4)	266 (21)	173 (21)	55 (-)	37 (-)	- (-)

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．業績連動報酬等にかかる業績指標は連結ベースの売上高、営業利益等で、その実績は連結計算書類に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は成長軸の強化、積極的な投資の促進、並びに利益確保の点からであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績連動支給率を乗じたもので算定されております。

3．非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式報酬であり、割り当ての際の条件等は、「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

4．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（基本報酬及び業績連動報酬等）は、2016年６月17日開催の第86回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は３名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2021年６月18日開催の第91回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内（社外取締役及び非常勤取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）の員数は７名です。
5．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月17日開催の第86回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。
6．取締役会は、代表取締役社長下田拓氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、役員の報酬規程等を取締役会にて審議を行い定めており、委任された内容の決定にあたっては、代表取締役社長が当該規程に従い決定していることを取締役会にて確認しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役伊澤久美氏はScholeDesign合同会社の代表社員であります。
ScholeDesign合同会社と当社の間には特別な関係はありません。
社外取締役竹内さと子氏は株式会社フォアサイト・アンド・カンパニーの取締役であります。
株式会社フォアサイト・アンド・カンパニーと当社の間には特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況		発言状況及び、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会（全17回）	監査等委員会（全16回）	
取締役 伊澤久美	100％（12回）	―	大学及びＮＰＯ法人の研究員としてイノベーションとビジネスモデル、及びそれらを支える知財マネジメント、サービスマネジメント、サーキュラーエコノミーなどの分野に関して高度な専門的知識を有し、企業分析などの研究実績も非常に豊富であり、当社の経営に関して適切な助言や監督を行っております。
取締役（監査等委員）坂井学	100％（17回）	100％（16回）	研究開発及び企業経営における長年の経験と幅広い見識に基づき、取締役会においてその意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員）竹内さと子	100％（17回）	100％（16回）	コンサルタント業務における豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

（注）取締役伊澤久美氏は、2024年6月20日開催の第94回定時株主総会で選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は12回であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4．上記の他、前事業年度の監査に係る追加報酬１百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置付けております。2024年度～2026年度においては、配当性向40%を目安に安定的かつ継続的な配当を行います。

(6-1)業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図っております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンス基本規程を定め、これを周知・徹底するとともに、取締役は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範します。また、社長を委員長とし、原則として社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備、維持、モニタリング及び改善を図ることとします。なお、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとします。

(2) 当社は、内部監査部門として他の執行部門から独立した監査室を置きます。

(3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事態・事実を発見した場合には直ちに社長並びに監査等委員会に報告するものとします。

(4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制として、監査等委員会、社外弁護士、総務部長を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会にて対応及びその運用と再発防止対策の整備を行うこととします。

(5) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理全体を統括する組織として社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設けます。有事においては、社長を本部長とする「危機管理対策本部」（災害時においては災害対策本部）を設置し「危機管理規程」及び「防災規程」に基づき損害を最小限に止め、事業継続及び早期復旧への態勢を整えます。なお、平時においては、事業部・各部門が中心に、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの予防・軽減活動等に取り組むこととします。

④　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役（監査等委員であるものを除く）・執行役員で構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとします。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその職務権限、執行手続の詳細について定めることとします。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループは、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンス及びリスク管理を統括・推進する体制とし、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理体制の整備及び維持を図ることとします。
グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「ZACROSグループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとします。

(2) 経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとします。
当社取締役・使用人、グループ会社取締役・使用人は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事態・事実を発見した場合には、監査等委員会に報告するものとします。

(3) グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査等委員会に報告するものとし、監査等委員会は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとします。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項と当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査スタッフを置くこと

ができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く）等の指揮命令を受けないものとします。

⑦　取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告します。また、監査等委員である取締役（もしくは監査等委員会から命を受けた監査スタッフ）は、取締役会の他、常勤監査等委員を置き重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることができることとします。なお、使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告するものとします。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の４の４第１項に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築するものとします。

⑩　反社会的勢力に対する体制

当社は反社会的勢力を排除することを目的に、ZACROSグループ企業行動憲章に「当社グループは、市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底します。」と定めており、反社会的勢力による不当な行為に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応するものとします。

(6-2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

＜内部統制システム全般＞

当社及びグループ会社の内部統制システムの整備・運用状況について、監査等委員会及び監査室が中心に連携して年間の内部監査計画に基づき業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、財務報告に係る内部統制については金融商品取引法に基

づく内部統制の有効性の確認を実施しております。

＜業務執行体制＞

取締役や職務の執行につきましては、取締役会規程に基づき取締役会を月１回開催し、必要に応じ適宜開催した結果、当期は17回開催しております。

このほかに、法令及び定款に定められた事項や、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

また、今期は情報交換会、定例会を開催し、中期並びに年度の経営計画や経営指標などの情報共有とともに、執行状況の確認を行っております。

＜監査体制＞

当社は監査等委員の監査・監督機能を強化する為、常勤の監査等委員を設置しました。

監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき監査等委員会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催した結果、当期は16回開催しております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で定めた監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準による監査等規程及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施規程に従い、代表取締役等と意見交換を定期的に開催、取締役会その他重要な会議の出席を行うとともに、会計監査人や監査室との連携に努め、監査室では、グループ会社を含む所管部署に対し監査を実施し監査情報の報告を行うなど監査の実効性の向上を図っております。

＜コンプライアンス体制＞

当社は、適宜コンプライアンスについての研修ツールを全員に配布し、職場単位での実施とともにコンプライアンスに対する意識啓発を行っております。

また、社内の内部通報窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に反するとの懸念があるときには通報できる体制を取っており、関連会社も含めた対応を行っております。

＜リスク管理体制＞

グループ会社も含め、各所管部門におけるリスクを抽出し四半期毎に部門報告とともに半期毎のモニタリングを実施しております。これらの活動内容についてはコンプライアンス・リスク管理委員会から取締役会への報告を行っております。

連結貸借対照表

（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**86,783**	**流動負債**	**42,566**
現金及び預金	14,986	支払手形及び買掛金	22,695
受取手形	6,299	短期借入金	595
売掛金	32,978	未払金	13,333
契約資産	1,987	未払法人税等	994
有価証券	7,495	契約負債	373
商品及び製品	7,928	賞与引当金	1,801
仕掛品	2,153	役員賞与引当金	138
原材料及び貯蔵品	6,525	その他	2,634
その他	6,500	**固定負債**	**10,665**
貸倒引当金	△72	長期借入金	4,074
固定資産	**67,143**	繰延税金負債	79
有形固定資産	**61,459**	退職給付に係る負債	4,204
建物及び構築物	27,044	役員退職慰労引当金	611
機械装置及び運搬具	10,347	その他	1,695
工具、器具及び備品	1,135	**負債合計**	**53,231**
土地	9,138	（純資産の部）	
建設仮勘定	12,355	**株主資本**	**85,322**
その他	1,437	**資本金**	**6,600**
無形固定資産	**870**	**資本剰余金**	**6,559**
のれん	102	**利益剰余金**	**74,738**
その他	767	**自己株式**	**△2,576**
投資その他の資産	**4,814**	**その他の包括利益累計額**	**6,328**
投資有価証券	2,667	**その他有価証券評価差額金**	**981**
繰延税金資産	1,282	**為替換算調整勘定**	**4,954**
その他	875	**退職給付に係る調整累計額**	**392**
貸倒引当金	△11	**新株予約権**	**351**
		非支配株主持分	**8,692**
		純資産合計	**100,695**
資産合計	**153,926**	**負債純資産合計**	**153,926**

連結損益計算書

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**150,735**
売上原価		**115,999**
売上総利益		**34,735**
販売費及び一般管理費		**24,618**
営業利益		**10,116**
営業外収益		
受取利息	299	
受取配当金	65	
その他	576	941
営業外費用		
支払利息	135	
システム障害対応費用	237	
生産停止に伴う損失	254	
その他	64	692
経常利益		**10,366**
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	9	22
特別損失		
固定資産除却損	45	
事業譲渡損	57	
減損損失	254	
投資有価証券評価損	404	
その他	10	773
税金等調整前当期純利益		**9,614**
法人税、住民税及び事業税	2,332	
法人税等調整額	△165	2,167
当期純利益		**7,447**
非支配株主に帰属する当期純利益		916
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,530**

連結株主資本等変動計算書

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,600	6,515	70,265	△2,220	81,161
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,952		△1,952
親会社株主に帰属する当期純利益			6,530		6,530
自己株式の取得				△409	△409
譲渡制限付株式報酬		19		54	73
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		24			24
連結範囲の変動			△105		△105
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	44	4,472	△355	4,161
当期末残高	6,600	6,559	74,738	△2,576	85,322

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	827	3,557	62	4,446	351	7,682	93,642
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,952
親会社株主に帰属する当期純利益							6,530
自己株式の取得							△409
譲渡制限付株式報酬							73
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							24
連結範囲の変動							△105
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	154	1,397	330	1,881	－	1,010	2,891
連結会計年度中の変動額合計	154	1,397	330	1,881	－	1,010	7,052
当期末残高	981	4,954	392	6,328	351	8,692	100,695

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　13社

国内連結子会社

フジモリ産業（株）、まつやセロファン（株）

在外連結子会社

ZACROS（THAILAND）CO.,LTD.、台湾賽諾世股份有限公司、ZACROS AMERICA,Inc.、PT Kingsford Holdings、PT Champion Pacific Indonesia Tbk、PT Avesta Continental Pack、PT Indogravure、ZACROS （HONG KONG) CO.,LTD.、賽諾世貿易（深セン）有限公司、ZACROS MALAYSIA SDN.BHD.、深セン市　藤深科技材料有限公司

なお、前連結会計年度に連結子会社であったフジモリプラケミカル株式会社は、吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

該当する会社はありません。

なお、前連結会計年度に非連結子会社であったFPC準備株式会社は、全株式を売却したため、非連結子会社から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

なお、前連結会計年度に非連結子会社であったFPC準備株式会社は、全株式を売却したため、非連結子会社から除外しております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、当社沼田事業所の建物（附属設備を除く）及び国内において1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物、一部の在外連結子会社については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物	３～50年
機械装置及び運搬具	４～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づき計算した期末要支給額を計上しております。

なお当社は、2010年７月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

⑤ 偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５～８年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５～８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

ウェルネス事業及び環境ソリューション事業並びに情報電子事業、産業インフラ事業の一部における商品及び製品の販売については、主に商品及び製品を引渡した時点で、顧客に商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しておりますが、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の要件を満たすものについては、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

② 工事契約

産業インフラ事業の一部においては、工事請負契約に基づく取引を行っております。これらのサービスの提供は、(a) 顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する、(b) 顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する、又は(c) 当社グループの履行が他の用途に転用できる資産を創出せず、完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、引き渡し単位数等に合わせたアウトプット法により行っております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　97,669百万円

（連結損益計算書に関する注記）

1．減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（単位：百万円）

地域	主な用途	種類	減損損失
米国デラウェア州	遊休資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品	160
静岡県静岡市	遊休資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品	75
三重県名張市	遊休資産	機械装置及び運搬具	18

当社グループは、原則として事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っております。また、事業撤退等の意思決定を行っている資産、遊休資産及び賃貸用資産については個別にグルーピングを行っております。米国デラウェア州、静岡県静岡市、三重県名張市の遊休資産については、使用見込みがないと判断いたしました。

当社グループは当連結会計年度において、事業の運営方針を改めたことに伴い将来の使用見込みがないと判断した上記の遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（254百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却可能価額はゼロとして評価しております。

また、減損損失の内訳は、米国デラウェア州の遊休資産は主に機械装置及び運搬具105百万円、建物及び構築物47百万円であり、静岡県静岡市の遊休資産は主に建物及び構築物74百万円であります。

2．顧客との契約から生じる収益

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益の金額はそれぞれ次のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる収益	150,735
その他の収益	－

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　19,267,760株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	780百万円	42.00円	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	1,171百万円	63.00円	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,240百万円	67.00円	2025年3月31日	2025年6月23日

3．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　174,000株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については事業環境や市場の状況に応じて銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針です。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、グループ各社の管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制とすることでリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、主に短期社債の債券等並びに業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して継続的に保有状況の見直しを行っております。

借入金は主に設備投資に関わる資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年以内であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されており、必要に応じて当該リスクをヘッジするためのデリバティブ取引（金利スワップ取引）を行うことがあります。

デリバティブ取引は、一部外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引等であり、取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しており、取引権限及び取引限度額等を定めた当社グループ各社の社内ルールに従い、担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額248百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、及び短期借入金並びにその他有価証券のうち合同運用信託については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,914	9,914	－
(2) 長期借入金（＊１）	4,274	4,233	△41
(3) デリバティブ取引（＊２）	65	65	－

（＊１）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,419	－	－	2,419
コマーシャル・ペーパー	－	7,495	－	7,495
デリバティブ取引				
通貨関連	－	65	－	65
資産計	2,419	7,560	－	9,979

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	4,233	－	4,233
負債計	－	4,233	－	4,233

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

コマーシャル・ペーパー及び投資信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				
	ウェルネス	環境ソリューション	情報電子	産業インフラ	計
医薬・医療関連	24,054	－	－	－	24,054
バイオ関連	3,084	－	－	－	3,084
生活包装及び産業包装関連	－	22,720	－	－	22,720
液体容器	－	9,962	－	－	9,962
ディスプレイ関連	－	－	41,104	－	41,104
電子部材関連他	－	－	12,836	－	12,836
建築資材関連	－	－	－	18,451	18,451
土木資材関連	－	－	－	5,762	5,762
化成品	－	－	－	12,756	12,756
顧客との契約から生じる収益	27,139	32,683	53,941	36,970	150,735
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	27,139	32,683	53,941	36,970	150,735

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

契約及び履行義務

一部の取引については、主たる責任・在庫リスク・価格裁量権等の指標を考慮し、他の当事者より商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断しております。代理人として取引を行っていると判断した場合は、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務に重要なものはなく、製品保証は、いずれの事業においても、販売時に存在していた欠陥を修理する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証は提供していないため、製品保証を独立した履行義務として区別しておりません。

取引価格の算定

取引の対価は、顧客との契約に従っており、変動対価は含まれておりません。なお、履行義務を充足してから主として１年以内に対価を受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

履行義務への配分額の算定

複数の履行義務を含む重要な契約はなく、履行義務への配分額の算定は行っておりません。

履行義務の充足時点

履行義務の充足時点に関する情報は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）　3．会計方針に関する事項　（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	40,385
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	39,278
契約資産（期首残高）	587
契約資産（期末残高）	1,987
契約負債（期首残高）	381
契約負債（期末残高）	373

契約資産は、産業インフラ事業における一部の建築・土木関連の工事請負契約において、工事の進捗に応じて認識したものであり、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約負債は財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払期限が到来しているものであります。

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、381百万円であります。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
1年以内	3,295
1年超2年以内	337
総額	3,632

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	4,951円30銭
2．1株当たり当期純利益	351円26銭

（その他の注記）

（企業結合等関係）

（会社分割及び子会社株式の譲渡）

当社は、2024年1月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるフジモリプラケミカル株式会社春日井工場の食品包装事業等及びこれに関する当社の販売事業（以下「本事業」といいます。）を当社が新たに設立した完全子会社であるFPC準備株式会社に対して、それぞれ、当社からFPC準備株式会社への吸収分割（以下「吸収分割①」といいます。）、及び、フジモリプラケミカル株式会社からFPC準備株式会社への吸収分割（以下「吸収分割②」といいます。）の方法により、包括承継させた上で、FPC準備株式会社の全株式を株式会社カナオカホールディングスに譲渡することを決議し、2024年７月１日に会社分割及び株式譲渡を実施いたしました。なお、当社とフジモリプラケミカル株式会社は、2024年４月11日付で当社を存続会社とする合併契約を締結し、2024年７月１日に合併いたしました。

１．共通支配下の取引等

(１)取引の概要

①対象となった事業の名称及び当該事業の内容

事業の名称　一般食品包装事業及びこれに関する販売事業

事業の内容　一般食品包装用ラミネートフィルムの製造・販売

②会社分割日

2024年７月１日

③会社分割の法的形式

吸収分割①：当社を分割会社とし、FPC準備株式会社を承継会社とする簡易吸収分割

吸収分割②：フジモリプラケミカル株式会社を分割会社とし、FPC準備株式会社を承継会社とする吸収分割

④分割後企業の名称

FPC準備株式会社(2024年７月１日をもって株式会社カナオカプラケミカルに社名変更しております)

⑤その他取引の概要に関する事項

本会社分割は株式譲渡を目的として実施したものです。

(２)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

２．子会社株式の譲渡

（１)株式譲渡の概要

①株式譲渡先企業の名称

株式会社カナオカホールディングス

②株式譲渡した子会社の名称及び事業内容

子会社の名称　FPC準備株式会社(2024年７月１日をもって株式会社カナオカプラケミカルに社名変更しております)

事業の内容　　一般食品包装用ラミネートフィルムの製造・販売

③株式譲渡を行った主な理由

フジモリプラケミカル株式会社は、食品・医薬品等の包装用ラミネートフィルムの製造・販売を手がけ、当社グループへの数々の貢献と成果を長年にわたって生み出しています。しかし、現在包装業界を取り巻く環境が変化する中、フジモリプラケミカル株式会社がこの変化に対応し未来にわたり成長していくための方策が必要であるとの結論に至りました。その結果、当社グループの事業ポートフォリオ最適化を念頭に、食品包装業界において市場での高いプレゼンスを有している株式会社カナオカホールディングスへの本株式譲渡を実施いたしました。

④株式譲渡日

2024年７月１日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

（２)実施した会計処理の概要

①譲渡損益の金額

事業譲渡損　57百万円

②譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

（吸収分割①）

吸収分割①の分割対象は、当社の本事業に係る契約上の地位その他の権利義務のみであり、分割する資産及び負債はありません。

（吸収分割②）

流動資産	1,908百万円
固定資産	479
資産合計	2,387
流動負債	1,250
固定負債	265
負債合計	1,516

③会計処理
譲渡した株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を、特別損失の事業譲渡損に計上しております。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称
環境ソリューション

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
売上高　970百万円
営業利益　48百万円

(子会社の吸収合併)
当社は、2024年４月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるフジモリプラケミカル株式会社について吸収合併することを決議し、2024年７月１日付で吸収合併いたしました。

共通支配下の取引等
(1)取引の概要
①結合当事企業の名称及び当該事業の内容
結合当事企業の名称　フジモリプラケミカル株式会社
事業の内容　各種フィルム包装材料の企画、開発、設計製造販売 ・グラビア製版、パッケージフィルムへのカラーグラビア印刷 押出しラミネート工法、及びドライラミネート工法による各種プラスチックフィルム、アルミ箔、紙、セロファン等のラミネート加工、スリット、製袋加工、スパウト、PD印刷
②企業結合日
2024年７月１日
③企業結合の法的形式
当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であるフジモリプラケミカル株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
④結合後企業の名称
藤森工業株式会社(2024年10月１日をもってZACROS株式会社に社名変更しております)
⑤その他取引の概要に関する事項
当社は、当社グループの事業ポートフォリオ最適化を目的として、フジモリプラケミカル株式会社を吸収合併することといたしました。

（2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(追加情報)

（子会社の設立）

当社は、2025年1月16日開催の取締役会において、中国江蘇省無錫市に子会社を設立する旨を決議いたしました。

１．設立の理由

当社は業務用液体容器 CUBITAINER（キュービテーナー）の世界的な需要増に対応するため、 中国市場における供給体制の強化を目的として、中国江蘇省無錫市に製造・販売を行う子会社を設立いたします。

２．設立する子会社の概要

(1) 名称 ：賽諾世精密材料（無錫）有限公司（予定）
(2) 所在地 ：中国江蘇省無錫市
(3) 事業内容：業務用液体容器 CUBITAINER（キュービテーナー）の製造・販売
(4) 資本金 ：28 百万元（約６億円）
(5) 設立時期：2025 年５月
(6) 生産開始：2026 年４月（予定）
(7) 投資総額：約 13 億円（設備投資額）

なお、上記の新設子会社は、当社100％出資により設立され、連結の対象となる予定です。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**53,305**	**流動負債**	**31,247**
現金及び預金	943	支払手形	539
受取手形	2,999	買掛金	17,992
売掛金	26,941	リース債務	40
有価証券	7,495	未払金	10,081
商品及び製品	5,226	未払費用	1,077
仕掛品	1,869	前受金	18
原材料及び貯蔵品	3,423	預り金	68
前渡金	17	賞与引当金	1,287
前払費用	379	役員賞与引当金	55
短期貸付金	1	その他	85
未収入金	492	**固定負債**	**4,779**
未収消費税等	2,121	長期借入金	400
その他	1,395	リース債務	601
固定資産	**53,137**	退職給付引当金	3,370
有形固定資産	**39,673**	役員退職慰労引当金	241
建物	17,491	資産除去債務	113
構築物	382	その他	52
機械及び装置	5,955	**負債合計**	**36,026**
車両運搬具	49	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	886	**株主資本**	**69,167**
土地	5,174	**資本金**	**6,600**
建設仮勘定	9,190	**資本剰余金**	**7,715**
リース資産	542	資本準備金	7,654
無形固定資産	**300**	その他資本剰余金	60
ソフトウエア	293	**利益剰余金**	**57,427**
その他	6	利益準備金	477
投資その他の資産	**13,163**	その他利益剰余金	56,949
投資有価証券	2,336	土地圧縮積立金	897
関係会社株式	8,415	固定資産圧縮積立金	504
繰延税金資産	1,057	別途積立金	11,310
長期貸付金	957	繰越利益剰余金	44,238
その他	398	**自己株式**	**△2,576**
貸倒引当金	△2	**評価・換算差額等**	**898**
		その他有価証券評価差額金	898
		新株予約権	**351**
		純資産合計	**70,416**
資産合計	**106,443**	**負債純資産合計**	**106,443**

損 益 計 算 書

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**90,622**
売上原価		**70,989**
売上総利益		**19,632**
販売費及び一般管理費		**15,770**
営業利益		**3,862**
営業外収益		
受取利息	121	
受取配当金	1,171	
その他	247	1,540
営業外費用		
支払利息	4	
システム障害対応費用	237	
生産停止に伴う損失	254	
その他	57	553
経常利益		**4,849**
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	9	
関係会社株式売却益	492	
抱き合わせ株式消滅差益	803	1,310
特別損失		
固定資産除却損	12	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	404	
減損損失	198	
その他	8	626
税引前当期純利益		**5,533**
法人税、住民税及び事業税	578	
法人税等調整額	△88	489
当期純利益		**5,043**

株主資本等変動計算書

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,600	7,654	40	7,695	477	908	549	11,310	41,090	54,336
事業年度中の変動額										
土地圧縮積立金の取崩						△11			11	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△44		44	－
剰余金の配当									△1,952	△1,952
当期純利益									5,043	5,043
自己株式の取得										
譲渡制限付株式報酬			19	19						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	19	19	－	△11	△44	－	3,147	3,091
当期末残高	6,600	7,654	60	7,715	477	897	504	11,310	44,238	57,427

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,220	66,412	732	732	351	67,495
事業年度中の変動額						
土地圧縮積立金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△1,952				△1,952
当期純利益		5,043				5,043
自己株式の取得	△409	△409				△409
譲渡制限付株式報酬	54	73				73
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			166	166	－	166
事業年度中の変動額合計	△355	2,755	166	166	－	2,921
当期末残高	△2,576	69,167	898	898	351	70,416

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、沼田事業所の建物（附属設備を除く）及び1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建　　物　　３～50年

機械及び装置　　４～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込み額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づき計算した期末要支給額を計上しております。

なお当社は、2010年７月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

ウェルネス事業及び環境ソリューション事業並びに情報電子事業における商品及び製品の販売については、主に商品及び製品を引渡した時点で、顧客に商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しておりますが、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の要件を満たすものについては、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用）

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　75,814百万円

2．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入債務等に対し債務保証を行っています。

ZACORS AMERICA,Inc.	3,240百万円

3．関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	7,004百万円
長期金銭債権	956
短期金銭債務	397

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

売上高	22,409百万円
仕入高	4,003
販売費及び一般管理費	489
営業取引以外の取引高	1,190
有償支給高	8

2．減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（単位：百万円）

地域	主な用途	種類	減損損失
米国デラウェア州	遊休資産	機械装置 工具、器具及び備品	104
静岡県静岡市	遊休資産	建物、構築物、 機械装置、 工具、器具及び備品	75
三重県名張市	遊休資産	機械装置	18

当社は、原則として事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っております。また、事業撤退等の意思決定を行っている資産、遊休資産及び賃貸用資産については個別にグルーピングを行っております。米国デラウェア州、静岡県静岡市、三重県名張市の遊休資産については、使用見込みがないと判断いたしました。

当社は当事業年度において、事業の運営方針を改めたことに伴い将来の使用見込みがないと判断した上記の遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（198百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却可能価額をゼロとして評価しております。

また、減損損失の内訳は、米国デラウェア州の遊休資産は主に機械装置96百万円、静岡県静岡市の遊休資産は主に建物74百万円であります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）
当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	676	97	16	757

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加97千株は、2025年２月７日開催の取締役会決議による買付け97千株による増加と端株買取０千株による増加であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少16千株は、譲渡制限付き株式報酬割当の割当16千株による減少であります。

（税効果会計に関する注記）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	394百万円
退職給付引当金	1,060
関係会社株式評価損	2,890
投資有価証券評価損	176
新株予約権	110
未払事業税	37
役員退職慰労引当金	76
減損損失	73
未払社会保険料	62
譲渡制限株式	62
その他	445
繰延税金資産小計	5,388百万円
評価性引当額	△3,276
繰延税金資産合計	2,111百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金等	△644百万円
その他有価証券評価差額金	△409
繰延税金負債合計	△1,053百万円
繰延税金資産の純額	1,057百万円

２．決算日後における法人税等の税率変更
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」が施行されることとなりました。
これに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が30.62％から31.52％に変更されます。
この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は４百万円増加し、法人税等調整額が16百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円減少しております。また、土地圧縮積立金が11百万円、固定資産圧縮積立金が６百万円減少しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
連結子会社	台湾賽諾世股份有限公司	直接 90.6	製商品の販売 製商品の仕入	製商品の販売(注)	4,897	売掛金	2,386
	ZACROS(HONG KONG) CO.,LTD.	直接 100.0	製商品の販売	製商品の販売(注)	13,695	売掛金	3,337

（注）価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般的な取引条件と同様に決定しております。

（収益認識に関する注記）
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）
１．１株当たり純資産額　3,785円19銭
２．１株当たり当期純利益　271円29銭

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません

（その他の注記）
（企業結合等関係）
連結注記表の「その他の注記　企業結合等関係」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月20日

ＺＡＣＲＯＳ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　葛　貫　誠　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　藤　章　太　郎

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ZACROS株式会社（旧社名　藤森工業株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ZACROS株式会社（旧社名　藤森工業株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月20日

ＺＡＣＲＯＳ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　葛　貫　誠　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　藤　章　太　郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ZACROS株式会社（旧社名　藤森工業株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

ZACROS株式会社　監査等委員会
監査等委員長　坂　井　　学 ㊞
監査等委員　藤　森　　伸　彦 ㊞
監査等委員　竹　内　　さと子 ㊞

（注）監査等委員長 坂井　学及び監査等委員 竹内　さと子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第95回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都文京区小石川一丁目１番１号
文京ガーデン　ゲートタワー　22階
ZACROS株式会社　本社

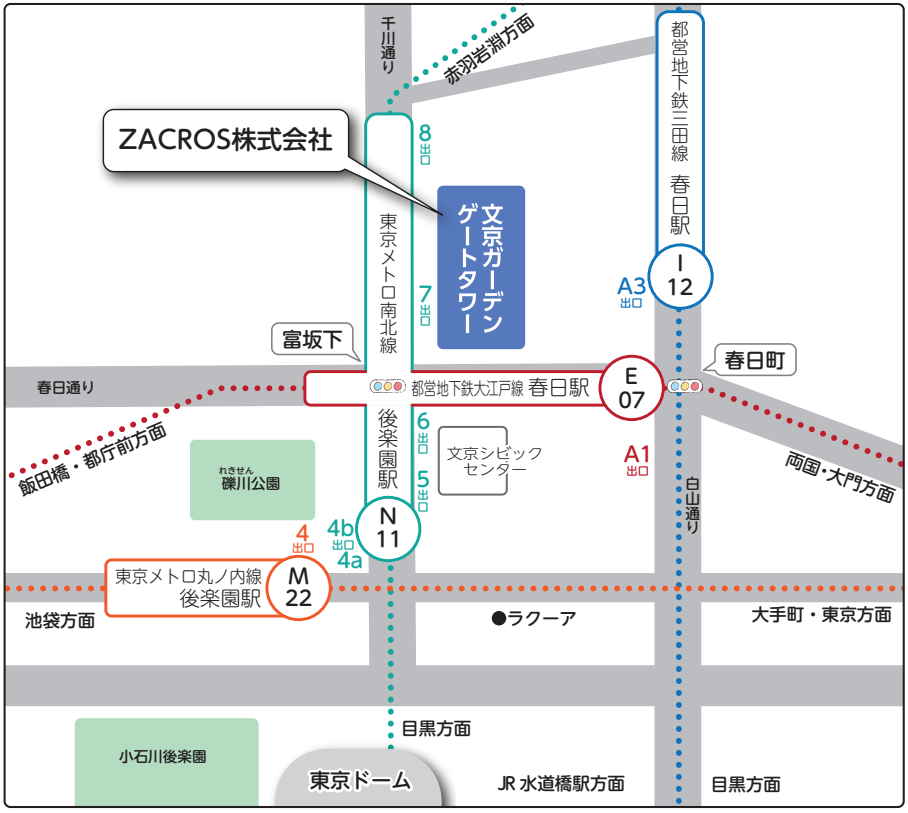

最寄駅…　東京メトロ丸ノ内線　後楽園駅　地下７番出口直結・４ｂ出口徒歩約１分
東京メトロ南北線　後楽園駅　地下７番出口直結
都営地下鉄三田線・大江戸線　春日駅　地下７番出口直結

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。